

玉川まちづくりセンターの休館および利用休止の解除について

緊急事態宣言解除を受け、玉川まちづくりセンターの休館および利用休止について、10月1日から解除いたします。ただし、従来どおりの感染対策を講じてご利用いただきますよう、みなさまにご理解とご協力をお願いいたします。

「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく 10月1日以降の対応について **緊急事態宣言解除後も感染対策を徹底！**

基本的な感染対策の徹底 ～私たちの行動で社会は変わります～

- ・ 手洗い、マスクの着用、密の回避などの徹底を！
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意を！
- ・ 家庭での感染対策(別紙1参照)の徹底を！
- ・ テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策(別紙2参照)の徹底を！

ワクチン接種後も基本的な感染対策の継続を！

外出について

- ・ 不要不急の外出は、慎重に！
- ・ 混雑している場所や時間を避けて！
- ・ 不要不急の都道府県間の移動は極力控えて！

会食について

- ・ 屋内・屋外にかかわらず、いつも一緒にいる人と！
- ・ マスク会食など自身の対策とあわせて、認証店の利用を！ (別紙3・別紙4)



催物(イベント等)の開催制限 (10月31日まで)

- ・ 人数上限の目安
5,000人 または 収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方
かつ
- ・ 収容率の目安
大声なし 100%以内 大声あり 50%以内(※)

※ 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※ **飲食店および集客施設等に実施していた営業時間の短縮要請等は、9月30日をもって解除します。**